

牟田事務所 許認可通信

<http://doricom21.la.coocan.jp/assurance.html>

2018.04

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ ～入退社が多い季節です～

「変更届ってどんな時に必要？」

住所の変更、営業所の新設、職員の入退社、役員の就退…

わが社の「経營業務の管理責任者」、「専任技術者」は、「配置技術者」はどなたですか？

国家資格者の届出はしていませんか？

届出が必要な事項

Check がついたらご連絡下さい

- ☑ 経營業務の管理責任者に変更があった場合
- ☑ 専任技術者に変更があった場合
- ☑ 令3条に規定する使用人に変更があった場合
- ☑ 営業所の名称に変更があった場合
- ☑ 既存する営業所の名称に変更があった場合
- ☑ 営業所を新設した場合
- ☑ 資本金に変更があった場合
- ☑ 法人の役員に変更があった場合

わが社の「**ケイカン**」
「**センニン**」ご存知ですよ
(^_^)-☆

トラブル事例

ある会社が業種追加を申請した際、専任技術者Aさんが、以前にお勤めの会社の専任技術者であり「重複不可」という理由ではねられてしまいました！

今の会社で雇用保険も社会保険も手続きして、常勤でいる事は間違いないのに！！

以前勤めていた会社が専任技術者の変更をしていなかったんです。

忘れてた…だけならすぐに届出すればいいんですが、意図的だと厄介です。代わりに要件満たす人がいないので辞めちゃったけどそのままにしていた…すぐに変更をお願いしてもなかなか動いてくれない。そうなると行政に相談するしかありません。

(佐竹尉裕)

経營業務管理責任者・専任技術者が退職する…その前に！牟田事務所へご相談ください。

★運送業★ 働き方改革 ～時代は時間管理と健康管理～

自動車運送業でのドライバーの労働時間は全職業と比べ1～2割長く、過労死認定件数も全職種別でも最も多いという現状があり、長時間労働等の是正について、国も重要な課題として位置付けています。そのため、長時間労働の抑制という目的のため、貨物自動車運送事業でも行政処分等の基準について大きな改正がなされます。4月19日(木)セミナー開催します。ご参加ください。

① 乗務時間等告示の遵守違反

(例)未遵守 16 件以上 30 件以下の場合

(現行) 使用停止 20 日車

(改正) **使用停止 40 日車**

② 健康診断未受診

(現行) 未受診者が全運転者 半数未満→ 警告

半数以上→ 使用停止 10 日車

(改正) 未受診者 1 名 →警告

2 名 →使用停止 20 日車 3 名以上 →使用停止 40 日車

**未受診 2 名でも
車両停止!**

③ 社会保険等未加入

(現行) 加入対象者の一部が未加入→ 使用停止 10 日車 全て未加入→20 日車

(改正) 加入対象者のうち、未加入者 1 名→警告

未加入者 2 名→**使用停止 20 日車**

未加入者 3 名以上→**使用停止 40 日車**

使用を停止させる車両数の割合を、最大で保有車両の 5 割まで引き上げ

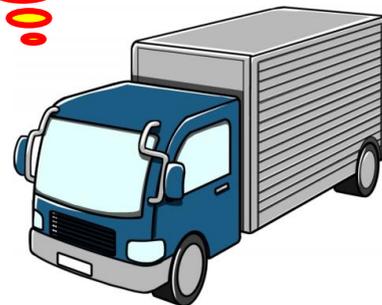
(例) 保有車両数 10 両の営業所に対し車両停止処分 150 日車の場合

(現行) 2 両を 75 日間停止

(改正) **5 両を 30 日間停止**

更に厳罰化

他にも、不実記載の場合等の処分基準量定の改正も検討されており、本年年 3 月に通達が出され、当初 5 月 1 日から施行予定でしたが、**平成 30 年 7 月 1 日**から**施行予定** (やはり) となりました。時間管理と健康管理、難しい点ではありますが、まずは運転者の健康診断 100% 実施と健康状態の把握(毎日の運行前も)徹底から行っていきましょう! (杉藤大地)



ハクション! 事務局でも花粉症大流行です。これで車の運転って危ないですね。花粉症は、くしゃみ、鼻水、目のかゆみ…そして集中力もなくなるし、だからと言って薬を飲むと、これまた副作用が心配です。やむなく服用する場合は、副作用もよく確認しましょう。

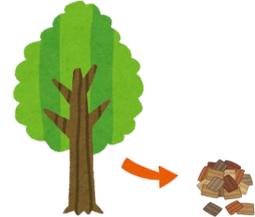
★産業廃棄物★

売ったから・買ったからだけで有価物と判断するのは危険です。

「廃棄物か有価物か」の判断基準はそれだけではありません。有価物に該当するかどうかは5つの基準を総合的に判断して決められます。

～廃棄物の該当性の5つの判断基準～

①物の性状	②排出の状況
③通常の見扱ひの形態	④取引価値の有無
⑤占有者(排出者)の意思	



～逆有償～

「取引のトータルがマイナス（手元マイナス）＝社会にとっての損失」という考え方から、平成25年通知では「手元マイナスでもリサイクルした方が社会的価値があり、焼却・埋め立てよりもコストダウンになるのであれば経済的価値もある」という考え方に緩和されました。これは東日本大震災により電力問題が顕著になり、「バイオマス発電」が一層注目されたためです。電力供給を引き上げるためには廃棄物が大量に必要なわけですが、平成17年版の通知では収集運搬の許可が必要です。これではバイオマス発電の推進の障害になるということで、平成25年版の通知で総合判断説を持ち込んだのです。そのため平成25年版で追記された通知には、エネルギー関連の単語がたくさん盛り込まれています。

有価物の取扱いについては皆さん慎重にされていると思いますが、判断に迷われたらいつでもご連絡ください。

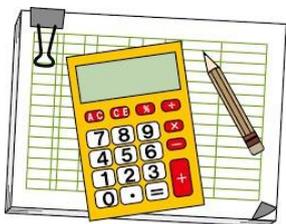
更新の事業所さん、顧問の税理士先生！ 決算内容は大丈夫でしょうか？

3月末に決算を迎えた事業者様は、5月申告に向けての準備中だと思います。

5年に一度の更新申請にあたり、財産的基礎が重要になります。**財産的基礎の確認は決算書**で行なわれます。事業年度が終了…申告前に事前確認をお願いします。

また、決算後の株主総会を機に、役員変更をする予定、決算前に新しい車両を増やしたり入替えた事業者さんもいるのではないのでしょうか。廃棄物処理法では、上記の役員、車両を始め、いくつかの事項に変更があった際は、10日以内に変更届を提出しなければいけないことになっております。※昨年10月から法人の登記事項証明書の添付を必要とする届出書の提出期限は30日以内と変更されました。

今期の決算、ちょっと心配・・・今度、役員等に変更がある、車両の入替をするなど、いつでもご連絡ください。（清水沙織）



平成30年度 講習会日程 発表！！

【新規】 平成30年5月16日～17日 名古屋国際会議場

【更新】 平成30年6月22日 名古屋国際会議場

年度初めの講習は大混雑、申込みがすぐいっぱいになってしまいます。

4月2日から電話での仮予約及びWEB申込ができます。



★定款を置き去りにしていませんか？★

第〇回 株主総会

許認可申請で必ずと言っていいほどご用意をお願いしている定款です。

裏面に「現在有効な定款に相違ない」え～ホントかなあ???

設立時の認証がついてる本物の定款、もう 20 年近くたって本店所在地が古い所在地のまま。

事業展開の際に登記簿謄本に目的追加をして、定款のことなんかすっかり忘れてた！ 株主総会の議事録はあるけど定款はずっと放置～ありがちです。

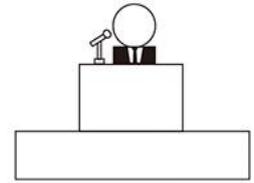
議事録がキレイに保管してあればいいものの、バラバラと抜けていることもしばしば…

許認可で必要と言われる定款ですが、場合によっては銀行融資等でも必要とされます。

あまりに内容が古いままだと驚かれてしまうかも。

ごひいきの司法書士の先生、もしくは牟田事務所まで、

これでいいかな？いつでもご連絡くださいね＼(^o^)/



★さまざまな資格取得や講習受講を全力で応援します★

新年度がスタート 今年も資格者増やすぞ

運行管理者、施工管理技士、整備管理者、技能検定、とりあえず牟田事務所に聞いてください！

受験申込みもインターネットでできたり、願書をとりに窓口へ行かなければならないもの、願書そのものも無料だったり有料のものもあります。

払い込みが銀行や振り込みではなく郵便局（15：00 まで営業）でなければならない。

そもそも受験の前に講習を受けなければならない。

2 級を取得したい？その前に 3 級取得してないと受験することができませんよ。

さらには、8 月に受験して、9 月に結果が出て…不合格だった。

もう一回頑張ろうと決心したのが 11 月で、次の試験申し込み…あ！10 月までだった！

なにかとけっこう面倒くさいんですね。



お問い合わせの時点で、**申込期間が過ぎていたり、**

受験前に**講習を受けなければならなかったり、**

受験要件を満たしていなかったり、

すぐにアクションを起こせないことが多いのが実態。

昨年、資格試験についてお問合せいただいていた事業所様へ、

「願書の配布が始まりました。」とお伝えしたところ大変喜ばれました

皆様のさらなる事業発展のため応援いたします。

何百～何千種類とある資格試験です、なかには即答できない場合もありますが、

それは職員も一緒に勉強させていただくつもりでサポート。

試験日には、熱田神宮で所長の願掛けももれなくサービスいたします(^.^)

是非！お問い合わせください。（慶子）